

保育所等利用申込みの御案内



平日に希望保育所等へ連絡してから、お子様と一緒に見学に行きましょう

○クラス年齢 ※年度途中で誕生日を迎えて年齢が上がっても、クラス年齢は変わりません。

クラス	生年月日	
0歳	令和5年(2023年)4月2日	～
1歳	令和4年(2022年)4月2日	～ 令和5年(2023年)4月1日
2歳	令和3年(2021年)4月2日	～ 令和4年(2022年)4月1日
3歳	令和2年(2020年)4月2日	～ 令和3年(2021年)4月1日
4歳	平成31年(2019年)4月2日	～ 令和2年(2020年)4月1日
5歳	平成30年(2018年)4月2日	～ 平成31年(2019年)4月1日

○令和6年4月申込期間

一次選考	申し込み期間	令和5年11月1日(水)～令和5年11月30日(木) ※郵送の場合は令和5年11月30日(木)必着
	結果通知	令和6年2月上旬予定
二次選考	申し込み期間	令和5年12月1日(金)～令和6年2月10日(土)正午まで ※郵送の場合は令和6年2月9日(金)必着
	結果通知	令和6年3月中旬予定

○令和6年5月以降申込期間

入所月	申し込み期間		入所月	申し込み期間	
令和6年 5月	3月11日(月)	～4月10日(水)	令和6年 11月	9月11日(水)	～10月10日(木)
6月	4月11日(木)	～5月10日(金)	12月	10月11日(金)	～11月9日(土)※
7月	5月11日(土)※	～6月10日(月)	令和7年 1月	11月11日(月)	～12月10日(火)
8月	6月11日(火)	～7月10日(水)	2月	12月11日(水)	～1月10日(金)
9月	7月11日(木)	～8月10日(土)※	3月	1月11日(土)※	～2月10日(月)
10月	8月13日(火)	～9月10日(火)			

※土曜開庁日は正午まで

もくじ

1. 座間市の公立保育園の今後について	P 1
2. 令和6年4月新設予定施設について (仮称) ひばりっ子保育園	P 2
(仮称) みらいひまわり保育園	P 3
(仮称) ちぐさ保育園	P 4
3. 保育所等とは	P 5
4. 施設の種類	P 5
5. 保育園・幼稚園のちがい	P 5
6. 乳幼児の受入年齢	P 6
7. 開所時間	P 6
8. 保育所等利用申込みのながれ	P 7
9. 見学について	P 8
10. 保育所等の利用申込みができる方	P 8
11. 必要書類	P 9～10
12. 出産前に申込みをする方	P 10
13. 取下げる場合	P 10
14. 申込書・補助表 記入例	P 11～15
15. 就労証明書 記入例	P 16
16. 保育所入所選考基準	P 17～19
17. 入所決定後の届け出について	P 20
18. 辞退する場合	P 21
19. 転園する場合	P 21
20. 休園日	P 21
21. 連携施設	P 21
22. 市外の施設への申請・市外からの申請	P 22
23. 保護者負担金 (保育料及び副食費)	P 23～26
24. 令和6年度保育料金表	P 27～28
25. その他のサービス (一時保育、休日保育、病児保育、病後児保育)	P 29～30
26. Q&A	P 31～32
27. 市内保育施設一覧	P 33～34

1 座間市の公立保育園の今後について

座間市公共施設再整備計画に基づき、令和2年度から令和11年度の10年間の間に座間市の公立保育園は次のように整備を予定しています。

保育園	民間活用 ^{※1}	移転及び建替等	時期
東原保育園	○	-	令和8年度以降
ひばりが丘保育園	○	建替	令和9年度以降
栗原保育園	×	移転	令和9年度以降
小松原保育園	×	大規模修繕 ^{※2}	令和7年度以降
相武台保育園	×	大規模修繕 ^{※2}	令和7年度以降

※1 公立保育園として存続せず、民間事業者が運営する私立の保育園となります。

※2 施設の改修にあたっては、一時的に仮園舎での保育になる可能性があります。

※ 施設の老朽化等の理由により、時期が変更になる場合があります。

2 令和6年4月の新設予定施設について

※以下の内容については現時点での予定となります。

今後変更となる場合がありますので、予め御了承ください。

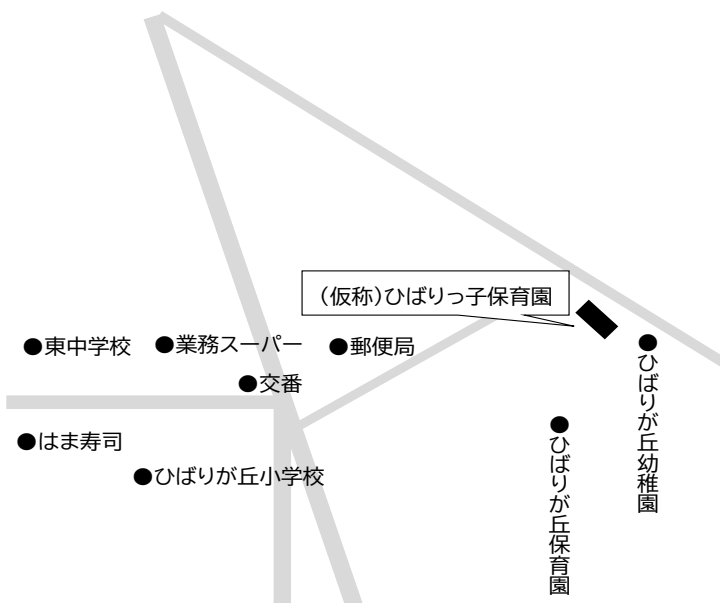
新園について、施設準備中のため、開所時期の遅れや土曜保育ができない場合があることをご了承のうえ、お申込みください。

○小規模保育施設が2園新設されます。

施設名：(仮称) ひばりっ子保育園

場所	座間市ひばりが丘2丁目737-24 (ひばりが丘幼稚園の隣接地)	
設置者	(仮称) 社会福祉法人ひばり会	
定員	19名	
受け入れ年齢	満6か月から2歳児クラスまで	
連携園	ひばりが丘幼稚園	
最寄り駅	南林間駅	
開所時間	平日	開所時間 午前7時30分から午後7時
		標準時間 午前7時30分から午後6時30分
		延長保育〔午後6時30分から午後7時まで別料金〕
	土曜	短時間 午前8時30分から午後4時30分
		延長保育〔午前7時30分から午前8時30分まで別料金〕
		〔午後4時30分から午後7時まで別料金〕
平日	開所時間 午前7時30分から午後6時30分	
	標準時間 午前7時30分から午後6時30分	
	延長保育 なし	
土曜	短時間 午前8時30分から午後4時30分	
	延長保育 午前7時30分から午前8時30分	
	午後4時30分から午後6時30分	
送迎駐車スペース	あり (6台、幼稚園と共用)・駐輪場あり	
一時預かりの実施	あり (予定)	

- ・令和6年4月1日に開園予定です。入所受付については、4月入所申込みの日程に従います。
- ・建物が令和6年2月下旬ごろ竣工予定のため、新園舎での事前の施設見学ができません。
そのため、見学は「ひばりが丘幼稚園」で行います。日程調整は以下の連絡先にお問い合わせください。

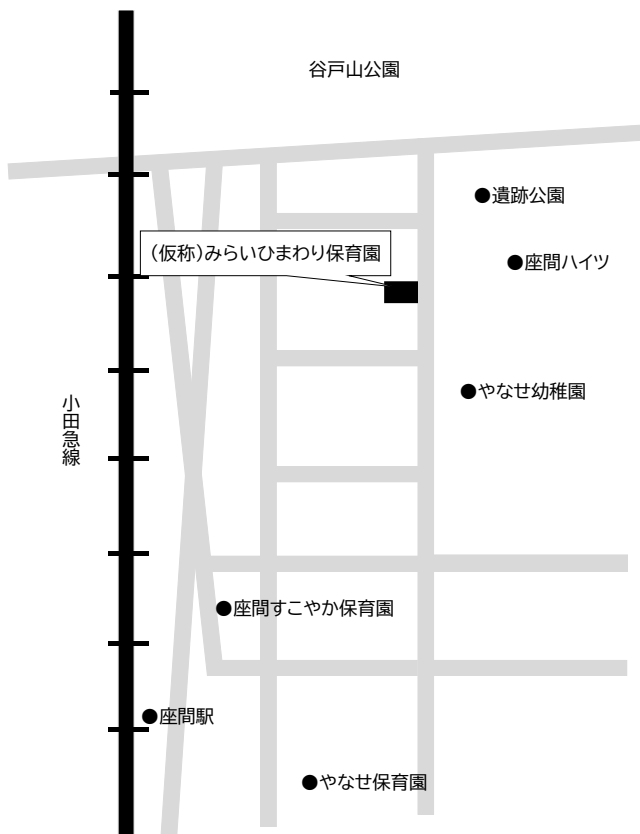


見学先 : ひばりが丘幼稚園
住所 : 座間市ひばりが丘2-44-26
電話番号 : 046-252-1411

施設名：(仮称) みらいひまわり保育園

場所	座間市入谷東3丁目8-13	
設置者	一般社団法人未来会	
定員	19名	
受け入れ年齢	満6か月から2歳児クラスまで	
連携園	栗原幼稚園	
最寄り駅	座間駅	
開所時間	開所時間 午前7時30分から午後7時	
	平日	標準時間 午前7時30分から午後6時30分 延長保育〔午後6時30分から午後7時まで別料金〕
		短時間 午前8時30分から午後4時30分 延長保育〔午前7時30分から午前8時30分まで別料金〕 〔午後4時30分から午後7時まで別料金〕
	土曜	標準時間 午前7時30分から午後6時30分 延長保育〔午後6時30分から午後7時まで別料金〕
短時間 午前8時30分から午後4時30分 延長保育〔午前7時30分から午前8時30分まで別料金〕 〔午後4時30分から午後7時まで別料金〕		
送迎駐車スペース	未定(契約予定)	
一時預かりの実施	なし	

- ・令和6年4月1日に開園予定です。入所受付については、4月入所申込みの日程に従います。
- ・建物が令和6年2月下旬ごろ竣工予定のため、新園舎での事前の施設見学ができません。
そのため、説明会を実施する予定です。



説明会の日時、時間等はHPにて掲載予定です。
説明会には予約が必要となります。
 電話にて御予約をお願いいたします。
 電話番号：045-548-4434



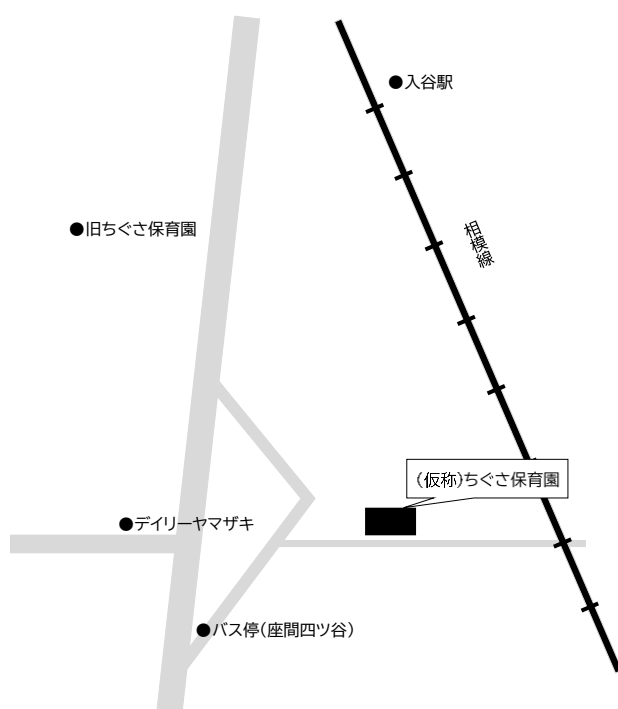
○公立保育園 1 園が認可保育所（私立）になります

令和6年4月から、ちぐさ保育園が認可保育所（私立）へ移行します。
それに伴い、ちぐさ保育園は新園舎へ移転します。

施設名：(仮称) ちぐさ保育園

場所	座間市四ツ谷7番地
設置者	一般財団法人稲垣会
定員	71名
受け入れ年齢	満8週から就学前まで
最寄り駅	入谷駅
開所時間	開所時間 午前7時から午後7時
	平日
	標準時間 午前7時30分から午後6時30分 延長保育（午前7時から午前7時30分まで別料金） 午後6時30分から午後7時まで別料金
	短時間 午前8時30分から午後4時30分 延長保育（午前7時から午前8時30分まで別料金） 午後4時30分から午後7時まで別料金
土曜	標準時間 午前7時30分から午後6時30分 延長保育（午前7時から午前7時30分まで別料金） 午後6時30分から午後7時まで別料金
	短時間 午前8時30分から午後4時30分 延長保育（午前7時から午前8時30分まで別料金） 午後4時30分から午後7時まで別料金
送迎駐車スペース	あり（平面8台）
一時預かりの実施	あり

- ・令和6年4月1日に移転予定です。入所受付については、4月入所申込みの日程に従います。
- ・建物が令和6年2月下旬ごろ竣工予定のため、新園舎での事前の施設見学ができません。
そのため、見学は「座間市立ちぐさ保育園」で行います。日程調整等は直接施設へお問い合わせください。



見学先 : 座間市立ちぐさ保育園
住所 : 座間市四ツ谷835
電話番号 : 046-251-2202

3 保育所等とは

保育所、認定こども園（保育部分）、小規模保育事業、家庭的保育事業、事務所内保育事業（従業員枠以外）（以下「保育所等」）は、保護者が就労や病気などにより、家庭での保育が十分できない場合、保護者に代わってお子様を保育することを目的とする施設です。

したがって、「集団生活を経験させたい」「幼児教育の場として利用したい」といった理由だけでは、入所の対象にはなりません。⇒ P 8「10 保育所等の利用申込みができる方」参照

4 施設の種類の種類

お子様の年齢や受けたい教育・保育の内容によって利用施設が異なります。

保育施設・事業	認定区分	内容
幼稚園	1号	小学校以降の教育の基礎をつくるため、幼児期の教育を行う施設 ※直接各園へお申込みください。 ※こちらの申し込み用紙は御利用になれません。
認可保育所 (公立・私立)	2号・3号	就労や病気等の理由のために、家庭で保育することができない保護者に代わって保育する施設
家庭的保育事業	3号	就労や病気等の理由のために、家庭で保育することができない保護者に代わって、0歳～2歳児クラスの子どもを家庭的な雰囲気のもと少人数（定員5人以下）で保育を行う施設
小規模保育事業	3号	就労や病気等の理由のために、家庭で保育することができない保護者に代わって、0歳～2歳児クラスの子どもを少人数（定員6から19人）で保育を行う施設

★家庭的保育事業、小規模保育事業に関しては、保育内容の支援及び卒園後の受け皿を担う〈連携施設〉を設けています。

5 保育園・幼稚園のちがい

	認可保育所等	幼稚園
内容	日々保護者の委託をうけて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育すること。	幼児を保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長すること。
対象年齢	就労や病気等の理由のために、家庭で保育することができない0歳から小学校入学前までの乳児や幼児	3歳児から小学校入学前までの幼児 ※満3歳から入園できる施設もあります。
申込方法	座間市保育・幼稚園課の窓口申請書類一式を提出。	施設へ直接申し込みます。
利用時間	公立園：7時30分から18時30分(標準時間) 私立園：施設により異なります。 ※P 6「7 開所時間」参照	4時間を標準として各施設で定める。 (施設により異なります。)
延長保育 預かり保育	公立園：18時30分から19時まで 私立園：施設により異なります。	施設により異なります。
休園日	日曜日、国民の祝日及び年末年始 (12月29日から1月3日まで)	土曜日、日曜日、国民の祝日及び春休み、夏休み、冬休み
利用料金	世帯の状況と保護者の市町村民税の所得割額の合算により算定します。 ※P 23～28参照	各施設で設定。

6 乳幼児の受入年齢

入園希望月に、希望園の受入年齢を満たしているか御確認下さい。

	施設名	受入年齢
①	公立保育園	生後、満3箇月以上
②	栗の実保育園 木下の保育園相武台 子どもの家ひまわり保育園	生後、満3箇月以上
③	いその保育園	生後、満4箇月以上
④	スマイルワールド保育園 座間ゆめっこ保育園	生後、満6箇月以上
⑤	②、③、④以外の私立保育園	生後、満8週間以上
⑥	小規模及び家庭的保育施設 市外の保育所等	各施設により異なります。

7 開所時間 【保育所利用時間について】

公立保育園	開所時間	午前7時30分から午後7時まで
	「保育標準時間」利用の認定時間	各施設の開所時間内で、 最長11時間 。 (延長保育：午後6時30分から7時まで 別料金)
	「保育短時間」利用の設定時間	午前8時30分から午後4時30分まで 〔延長保育：午前7時30分から8時30分まで 別料金 午後4時30分から7時まで 別料金 〕
私立保育所 ・ 小規模保育施設 ・ 家庭的保育施設	開所時間	開所時間、延長保育扱いとなる時間帯や延長保育料金は、各施設によって異なりますので、御確認ください。
	「保育標準時間」利用の認定時間	各施設の開所時間内で、 最長11時間 。 延長保育料金は各施設によって異なります。
	「保育短時間」利用の設定時間	午前8時30分から午後4時30分まで 〔延長保育扱いとなる時間帯や延長保育料金は、各施設に よって異なりますので、御確認ください。〕

※利用可能な時間について、「保育標準時間」利用は最長11時間まで、「保育短時間」利用は最長8時間までとなっていますが、**無条件に最長時間まで利用できるわけではありません。**

実際には、利用可能な時間の範囲内で、就労時間等に応じて御利用いただきます。

また、施設が登園時間を定めている場合等は、その時間を守って登園するよう御協力ください。

※入所当初は、環境の変化が体調などに影響を及ぼすことがありますので、年齢にかかわらず必ず慣れ保育があります。無理のないようお子様の様子を見ながら、段階的に保育時間を延ばしていきます。

※4月入所内定者で育児休業後復職する場合は入所日前の慣れ保育があります。**定員に空きがあれば利用することが可能で別途申込みが必要です。利用可能な場合、5日間10,000円を前払いでお支払いいただきます。**

【保育時間イメージ】

「開所時間」7:00～19:00

「保育標準時間」7:30～18:30

「保育短時間」8:30～16:30

の場合

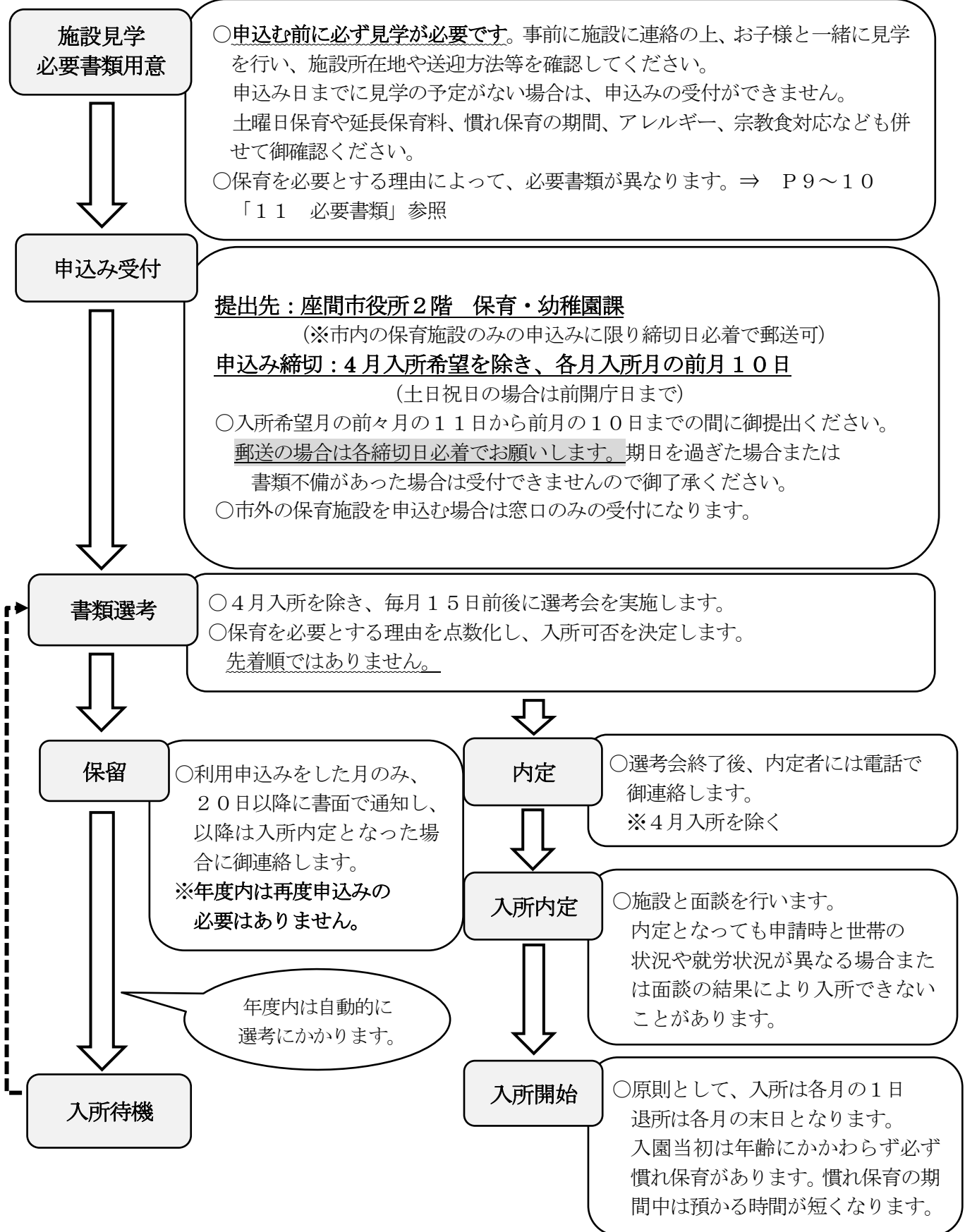
期間前慣れ保育利用日時点のクラス年齢が3歳以上の場合、
5日間900円を前払いでお支払いいただきます。

※保育必要量に応じた区分で利用できる時間帯を超える場合は
【延長保育】となります。

例：〇〇保育園	7:00	7:30	8:30	16:30	18:30	19:00
	施設の開所時間					
	延長保育	保育標準時間 (11時間まで)				延長保育
	延長保育	保育短時間 (8時間まで)			延長保育	

8 保育所等利用申込みのながれ

◆申込みの際市内に在住し、住民登録されていることが必要です。



※市外の保育施設を申込みの方は、市区町村によって申込み締切日や必要書類が異なります。(詳細はP22参照)
 ※座間市へ転入予定または在勤要件で座間市内の保育施設を申込みの方は、住民登録のある自治体から各月の締切日までに座間市へ書類が届くようにお申込みください。(詳細はP22参照)

9 見学について

- 座間市内の保育所等を希望する場合、**各入所月の締切日までに見学することが必須**です。（希望保育所等の変更、転園の場合も含む）これは、入園後にミスマッチが判明することを防ぐためをお願いしております。
申込み時までに施設の見学・予約が済んでいない場合、申込みをお断りする場合があります。
- 希望する施設が決まった後は、**各保育所等に電話連絡をし、見学の日程調整を行ってください**。その後、保育所等の指示に従い**お子様と一緒に**見学に行ってください。見学は混雑が予想されます。期間に余裕を持って予約を行ってください。また、保育所等に確認のうえ公共交通機関の利用に御協力ください。
土曜日保育や延長保育料、慣れ保育の期間、アレルギー、宗教食対応なども併せて御確認ください。
- 昨年度見学に行った保育所に関しても、今年度再度の見学をお願いしております。これは、保育所等で毎年度より良い保育を目指すため、保育内容を見直す場合があります、以前見学いただいた時と状況が変わっていることがあるためです。
- 令和6年開園予定の（仮称）ひばりっ子保育園、（仮称）みらいひまわり保育園、（仮称）ちぐさ保育園に関しては、連絡先、見学先が異なります。詳しくはP2～4を御確認ください。

10 保育所等の利用申込みができる方

保護者が次のいずれかに該当して、保育を必要とする場合、保育所等の利用申込みをすることができます。

	保育を必要とする要件	保育所等入所基準
①	家庭外就労	1箇月に64時間以上の就労
②	家庭内就労 (自営業・内職)	家事以外で1箇月に64時間以上の就労
③	妊娠・出産	出産の前後 ⇒ 入所期間は、出産予定日から起算して、 42日前の属する月の初めから産後56日の属する月の末日まで ^{※1}
④	傷病又は障がい	負傷又は病気、身体・精神に障がいがある場合
⑤	看護・介護	長期にわたり、傷病または障がいのある親族の介護をする場合 ⇒ 診断書等の内容から必要と判断できる期間
⑥	災害復旧	火災・風水害・地震などの災害により、その復旧に当たる場合 ⇒ 必要と判断できる期間
⑦	求職活動	要件を満たす就労をするための活動期間 ⇒ 入所後、 概ね3箇月間 とし（入所承諾期間が3箇月に限られます）、 保育を必要とする要件が確認された場合は継続可能
⑧	就学	学校教育法に基づく学校、就労に必要な職業訓練校及びその他専門学校などへの就学

※1 妊娠・出産要件で入所した場合は、要件の期間満了をもって原則退所となりますが、育児休業を取得する場合または産後休暇終了後に他の要件へ切り替える場合のみ、産後休暇終了までに就労証明書等を提出することで入所を継続することができます。

※ 現在、心身が虚弱で保育に耐えられないと認められる児童は、集団生活が可能であると診断され、保育所等の受け入れ環境が整った場合、入所することができます。

11 必要書類

(1) すべての方が必要な書類

- ① 保育所等利用申込書（支給認定申請書）
 - ② 保育所等利用申込補助票（1）、（2）、（3）
 - ③ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用申込みに係る承諾書・利用者負担金納付誓約書
 - ④ 保育所等利用申込みに係る重要説明事項確認書
- ※①と②に関しては児童1名につき1部記入

(2) 保育の必要性を証明する書類 ※原則両親ともにいずれかの書類の提出が必要です。

○保護者以外に同居の6歳未満の祖父母がいる場合も提出してください。

→ 提出がない場合は入所の選考に影響します。

	保育を必要とする理由	提出書類	注意事項
1	家庭外・内就労	就労証明書 (市指定様式) ※会社独自の書式では原則、 受付はできません	○ <u>証明日から2箇月以内</u> のものに限ります。 ○会社等に勤務の場合（常勤・パート・派遣） →勤務先が記入したもの ○特定の発注先がある内職の場合 →発注先が記入したもの ○自営業・農業・発注先不特定の内職の場合 →内容を記入し、 <u>営業許可証、開業届</u> 等の写しを添付 ○育児休業取得中の場合も必要です。 ○必ず <u>契約時間で記載</u> してください。 ※短時間勤務をしている場合も、契約上の時間で記載してください ※2つ以上の仕事を掛け持ちしている場合、全ての就労証明書の提出をお願いします。
2	妊娠・出産	母子手帳の写し	○表紙及び出産予定日の記入されたページ または診断書
3	傷病又は障がい	・保育困難申立書 ・診断書又は障害者手帳の写し	○「保育困難申立書」に具体的な内容を記入 ○診断書には保育を必要とする理由及びその期間を 記入し、期間満了毎に再度書類を提出
4	介護・看護 (親族)	・保育困難申立書 ・診断書又は障害者手帳の写し ・タイムスケジュール表	○「保育困難申立書」に具体的な内容を記入 ○診断書には保育を必要とする理由及びその期間を 記入し、期間満了毎に再度書類を提出 ○介護に従事していることがわかるタイムスケジュール表
5	災害復旧	罹災証明	○罹災証明とあわせて任意の書式に現在の状況を 記載した書類を添付してください。
6	求職活動	期間限定誓約書	○保護者（原則父母）のみ提出 ○ハローワークカードの写し等（任意）
7	就学	・学生証または在学証明書 ・時間割の分かる書類	○時間割やシラバスのコピー等を添付

(3) 申請児童や世帯の状況により必要となる書類

世帯の状況	提出書類
ひとり親世帯 (離婚予定を含む)	次のいずれかの書類 1. 児童扶養手当証書の写し 2. ひとり親家庭等医療費助成事業医療証（マル親医療証）の写し 3. 全部事項証明書（戸籍謄本） 4. 裁判所より発行される離婚調停中の証明書 5. 離婚協議中である旨がわかる弁護士等による証明 ※上記証明書を提出した場合でも、転居等せず同一住所に住まれている場合や生活費の授受がある場合は、同一生計とみなし、ひとり親世帯とはしません。
認可外保育施設又は認可保育所等の一時預かり（申請月直前で、リフレッシュを除く週3回以上）を利用している場合	1. 施設に在籍していることを証明出来る書類 ⇒在園証明書等 2. 週3回以上一時保育を利用していることが分かる書類 ⇒領収証等
申込み児童・保護者・同居している親族が障害者手帳を持っている場合	・障害者手帳の写し（保育料が軽減される場合があります。）
申込み児童の兄弟姉妹が施設型給付を受けない幼稚園に通っている場合	・幼稚園の在園証明書 ○座間市内の施設型給付を受けない幼稚園 ⇒ひばりが丘幼稚園、鈴鹿幼稚園、やなせ幼稚園、相武台幼稚園
生活保護を受給している場合	・受給者証のコピー
令和5年1月1日または令和6年1月1日に座間市に住民登録がない方	・マイナンバーカードまたは課税証明書 ※保育料（副食費）の算定の際必要となります →詳細はP26を参照
妊娠中の方	・母子手帳の表紙及び出産予定日の記入されたページの写し または診断書
申込み児童の保護者が別居の場合 (単身赴任等)	・申立書 住所、氏名、氏名(カナ)、生年月日を記入

12 出産前に申込みをする方

- ・4月のお申込みに関しては、出産前の方もお申込みができます。

出産前に申込みができるのは、1月末までに出生した児童に限ります。出産後は保育・幼稚園課窓口に御来庁ください。なお、出生児童の状態を確認しますので、2月末を目途に申請もしくは内定の保育所等へ再度見学をお願いします。

- ・受入年齢は各施設によって異なります。

13 取下げる場合

- ・入園申込みの希望をとりやめる場合は、「保育所入所申込取下げ届」を提出してください。
取り下げた後に保育園の入所を希望する場合、再度、申請用紙一式の提出が必要となります。

14 申込書・補助表 記入例

保育所等利用申込書 (支給認定申請書)

(宛先) 座間市長
(宛先) 座間市福祉事務所長



提出日を記載してください。

確認者

令和6年度用

記入例

令和 5 年 11 月 1 日

住所 座間市 **座間緑ヶ丘1丁目1番1号**
フリガナ **サマ ミドリ**
申込者 (保護者) 氏名 **座間 みどり**
電話①に繋がりやすい番号を記載 電話① **080(1234)5678** (父・母)
電話② **080(5678)1234** (父・母)

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請し、保育所等の利用を申込みます。

申請児童	フリガナ	サマ ヒマワリ		性別	男・ <input checked="" type="radio"/> 女
	氏名	座間 ひまわり			
	生年月日 (年齢)	H <input checked="" type="radio"/> ● 年 ● 月 ● 日生 (●)歳 ※令和6年4月1日時点の年齢	障害者手帳等の有無		有・ <input checked="" type="radio"/> 無

利用希望施設名	施設の見学	施設所在市区町村	事務処理欄 *保護者の方は記入しないでください*	
			施設種別	事業所番号
第一希望 栗原保育園	R 5 年 9 月 1 日 予約済・ <input checked="" type="radio"/> 見学済	座間 <input checked="" type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町・ <input type="radio"/> 村		
第二希望 相模が丘東保育園	R 5 年 9 月 1 日 予約済・ <input checked="" type="radio"/> 見学済	座間 <input checked="" type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町・ <input type="radio"/> 村		
第三希望 相武台保育園	R 5 年 9 月 1 日 予約済・ <input checked="" type="radio"/> 見学済	座間 <input checked="" type="radio"/> 区 <input type="radio"/> 町・ <input type="radio"/> 村		
第四希望	R 年 月 日 予約済・ <input type="radio"/> 見学済	市・区 町・村		
利用を希望する期間	R 6 年 4 月 1 日 ~ R 年 月 日 ・ 限定期間 <input checked="" type="radio"/> 就学前 まで			

求職活動や傷病等の場合は
限定期間にマルをします。

保護者及び申込児童と同一住所の方	氏名	続柄	生年月日	満年齢	勤務先 学校等の名称	令和5年1月1日時点 の住民登録市区町村	令和6年1月1日時点 の住民登録市区町村							
		座間 たろう	父	S <input checked="" type="radio"/> ● ● ● ●	●歳	株式会社〇〇	横浜市	座間市						
	座間 みどり	母	S <input checked="" type="radio"/> ● ● ● ●	●歳	株式会社〇〇	横浜市	座間市							
	座間 ひま	姉	T・S H <input checked="" type="radio"/> ● ● ● ●	●歳										
			T・S											
	同居者の障害者手帳の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (所持者氏名)												
	生活保護等の適用	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (年 月 日 ~) <input type="checkbox"/> 申請中												
	令和5年1月1日又は令和6年1月1日 時点で座間市外在住の方のみ記入	父：個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3
		母：個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	1	2	3

ありの場合は手帳のコピーの添付が必要です。

単身赴任などにより住民登録が別の場合も記入してください。離婚しているが、同居している場合も、記入をお願いします。

事務処理欄 *保護者の方は記入しないでください*	
<input type="checkbox"/> マイナンバー [父・母・祖父・祖母・]	<input type="checkbox"/> R5
<input type="checkbox"/> 就労証明書 [父・母・祖父・祖母・]	<input type="checkbox"/> R6
<input type="checkbox"/> 診断書 [父・母・祖父・祖母・]	<input type="checkbox"/> 障害
<input type="checkbox"/> 母子手帳 <input type="checkbox"/> (兄弟姉妹)幼稚園在園証明書 <input type="checkbox"/> [父・母・祖父・祖母・]	
備考 <input type="checkbox"/> R 年度 月同時申込 <input type="checkbox"/> (兄・姉・弟・妹)同時申込 <input type="checkbox"/> 就労証明書コピー(原本) <input type="checkbox"/> (兄・姉・弟・妹)現況同時	
※裏面もあります	<input type="checkbox"/> 支給認定 / / <input type="checkbox"/> 申請管理 / /

1月1日時点の住民登録市区町村が座間市以外の場合は
マイナンバーもしくは課税証明書の提出が必要です。
P.26をご確認ください。

○ 保育の要件

保育の 利用を 必要と する理由	続柄	必要とする理由	
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 傷病・障がい <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他(具体的な状況を以下に記載してください。)	
	母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 傷病・障がい <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他(具体的な状況を以下に記載してください。)	
		<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 傷病・障がい <input type="checkbox"/> 親族の介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他(具体的な状況を以下に記載してください。)	
時間区分	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間 <input type="checkbox"/> 保育短時間		<p>利用時間については内定後に施設と調整して決めていただきます。 保護者の方で保育が可能な日・時間は、自宅での保育が原則です。 また、求職活動や傷病・障害、妊娠出産の要件で利用する場合については、希望時間にかかわらず原則9時～16時になります。 (時間は各施設によって異なります)</p>
希望の 利用時間	<input checked="" type="checkbox"/> 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金		
	<input type="checkbox"/> 土 (両親ともに保育の必要性がある場合に限る)		
	8 時 15 分 17 時 15 分 時 分 ~ 時 分		

※利用時間については内定後に各保育所等と調整していただきます。

必ずしも希望時間で預けることができるわけではありません。

○ 父母の状況について (該当する項目のみ記入して下さい)

区 分		父 親	母 親	
就 労 の 状 況	勤務先名	株式会社〇〇	株式会社〇〇	
	勤務先住所	東京都町田市〇〇1-2-3	東京都町田市〇〇4-5-6	
	就 労 時 間	固定就労	平日(9:00) ~ (18:00) 土曜日(:) ~ (:)	平日(:) ~ (:) 土曜日(:) ~ (:)
		変則就労	シフト制 (時間/1日) (日 / 週)	シフト制 (9 時間/1日) (6 日 / 週)
	就 労 日 数	1箇月あたり 23 日	1箇月あたり 25 日	
	通 勤 時 間	片道 時間 45 分	片道 時間 50 分	
学 生	学校名・所在地			
	在 学 期 間	. . . ~ ~ . . .	
障 が い	傷病・障がい			
	通所の状況	通院状況 (回/ 週・月)	通院状況 (回/ 週・月)	
介 護	被介護者の氏名 同居・別居の区分 別居先住所	氏 名 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 住 所	氏 名 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 住 所	
	被介護者の状況			
	介護の頻度	1週間に 日 1日あたり 時間	1週間に 日 1日あたり 時間	
求職中の場合		年 月 日から 失業	年 月 日から 失業	

事務処理欄 *保護者の方は記入しないでください*

認定の可否	認定日	認定者番号	認定区分等
可・否			<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短)
マイナンバー 確認	持参者 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 通知カード <input type="checkbox"/> 住民票	(身元確認資料必須) 身分証明 <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> その他 ()

保育所等利用申込補助票 (1)

○ 申込児童の状況について

現在の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅で保育している。	保育者名 西岡 みどり	児童との続柄 母
	<input type="checkbox"/> 家族親戚が保育している。	保育者名	児童との続柄
	<input type="checkbox"/> 保育所等に預けている。	施設名	月額費用 円
	※認可外保育施設等を利用している場合は、「保育所等利用申込みの御案内」P.10(3)を御確認ください。		
<input type="checkbox"/> 児童相談所・その他機関に相談している (機関名:)			

○ 健康等の状態

ことばの発達	<input checked="" type="checkbox"/> 発声 <input checked="" type="checkbox"/> 名前を呼ばれるとわかる <input type="checkbox"/> 単語 <input type="checkbox"/> 二語文 <input type="checkbox"/> なんでも話せる		
乳幼児健康診査 (※受診した健診に <input checked="" type="checkbox"/>)	<input checked="" type="checkbox"/> 4 箇月 <input checked="" type="checkbox"/> 8 箇月～10 箇月 <input type="checkbox"/> 1 歳 6 箇月 <input type="checkbox"/> 3 歳 6 箇月 <input type="checkbox"/> 未受診		
乳幼児健康診査時の注意事項の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	()
ひきつけ・けいれん等	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	症状 ()
持病・病歴等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	病名 () ※診断書等の提出が必要となる場合があります。
アレルギー検査の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	検査結果 ()
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 食物アレルギーについては程度も御記入ください。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○食物アレルギー・食事制限の有無 えび・かに・小麦・そば <input checked="" type="checkbox"/> 卵・乳・落花生 その他(くるみ) ⇒ 園での配慮必要 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 具体的な対応内容 (卵、くるみ完全除去)</p> <p>○その他のアレルギーの有無 アトピー性皮膚炎・花粉症・その他 ()</p> <hr/> <p>(園での配慮必要有に<input checked="" type="checkbox"/>をつけた場合) ※「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出が必要となります。 ※ 必要に応じて「診断書」を求める場合があります。</p> </div>			
アレルギーの有無 (見学の際、園に必ず確認してください。)	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	
宗教食の有無 (見学の際、園に必ず確認してください。)	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	①宗教食の有無 肉(すべて・牛・豚・鶏)・卵・乳製品・料理酒 その他 () ⇒ 園での配慮必要 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <hr/> <p>(園での配慮必要有に<input checked="" type="checkbox"/>をつけた場合) ※園での対応が難しい場合、お弁当の持参をお願いすることがあります。</p>
	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否		②宗教食が含まれる調味料・エキスの飲食可否
服用中の薬の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	薬剤名() / 朝・昼・夜
集団生活の経験の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		保育所 <input type="checkbox"/> 一時保育 <input type="checkbox"/> その他
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 服薬中の薬が昼にある場合、原則対応できません。 </div>			
障がい等の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	障がい名 ()
その他気になること	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	()

保育所等利用申込補助票 (2)

○ 出産予定について

出産予定の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	予定日 年 月 日 ※出産予定がある方は、母子手帳の提出が必要となります。 ----- 出産予定有に <input checked="" type="checkbox"/> を入れた方は、産休後の予定に <input checked="" type="checkbox"/> をいれてください。 <input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 職場復帰 <input type="checkbox"/> 退職 <input type="checkbox"/> 求職 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	---	--

○ 育児休業の期間について

育児休業の有無	<input type="checkbox"/> 無 <small>(または取得終了)</small> <input checked="" type="checkbox"/> 有 <small>(取得中)</small>	父・ 母 R5 年 ● 月 ● 日 ~ R6 年 ● 月 ● 日まで ※育児休業等を取得している場合、就労証明書の育児休業記入が必要です。 また育児休業等から復職した場合、就労証明書の提出が必要となります。
---------	---	--

○ 希望期間に入所できなかった場合について

希望期間に入所できなかった場合の保育	<input type="checkbox"/> 育児休業を延長する(最長取得期間 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> 自宅で保育する <input type="checkbox"/> 家族・親族・知人等が保育する <input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設等を利用する(利用予定施設: ●● 保育園) <input type="checkbox"/> その他 ()
--------------------	---

○ 父および母不在の理由について (該当する項目のみ記入して下さい)

区 分	父 親	母 親
不在の理由 及び事実発生日月日	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他() 年 月 日	<input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> その他() 年 月 日

○ 祖父母の状況について

区分	氏 名	年 齢	申込児童と同居・別居の区分及び別居の場合の住所 (市区町村まで※神奈川県外の方は都道府県から)					
父 方	祖父 座間 たけし	● 歳	<input type="checkbox"/> 同居	<input type="checkbox"/> 別居	住所	市・区 町・村	<input checked="" type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 不明
	祖母 座間 さくら	● 歳	<input type="checkbox"/> 同居	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	住所	座間 市・区 町・村	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 不明
母 方	祖父 東原 たろう	● 歳	<input type="checkbox"/> 同居	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	住所	東京都●● 市・区 町・村	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 不明
	祖母 東原 みどりこ	● 歳	<input type="checkbox"/> 同居	<input checked="" type="checkbox"/> 別居	住所	東京都●● 市・区 町・村	<input type="checkbox"/> 死亡	<input type="checkbox"/> 不明

○ 保育所への送迎について (第一希望の保育所等について記入して下さい)

送り ※自宅から 保育園	<input checked="" type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> その他 ()	片道 10 分
迎え ※勤務先等 から保育園	<input type="checkbox"/> 父親 <input checked="" type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input checked="" type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> その他 ()	片道 50 分

○ 外国籍の方 (入所選考には関係ありません。)

申し込み児童の 言語について		<input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> ()
父	主要言語	<input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> ()
	日本語のコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 話せる <input type="checkbox"/> 読み書きができる <input type="checkbox"/> 不可
母	主要言語	<input type="checkbox"/> 日本語 <input type="checkbox"/> ()
	日本語のコミュニケーション	<input type="checkbox"/> 話せる <input type="checkbox"/> 読み書きができる <input type="checkbox"/> 不可

送りは自宅から保育施設までの時間、
迎えは職場や自宅からの時間をご記入ください。

保育所等利用申込補助票 (3)

○ 兄弟姉妹の状況について

小学校就学前の兄弟姉妹の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※有にチェックを入れた方は、以下の質問にご回答ください。
兄弟姉妹の状況	<input type="checkbox"/> 保育所等在園中(施設名 _____) <input checked="" type="checkbox"/> 同時申請 <input type="checkbox"/> 待機中 <input type="checkbox"/> その他 (_____)
兄弟姉妹 (同時申請又は待機中) と同じ保育所に入所できない場合 いずれかの項目に<input checked="" type="checkbox"/>してください。	
<input type="checkbox"/>	○同時に同じ保育園の入所のみ希望する ※兄弟姉妹全員が同時に同じ保育園に入園できない場合、兄弟姉妹全員が不承諾となります。
<input type="checkbox"/>	○同時であれば別々の保育所等への入所でも良い。 ※兄弟姉妹全員が同時に入園できない場合、兄弟姉妹全員が不承諾となります。 ※入所後の転園は定員に空きがある場合に限られます。
<input type="checkbox"/>	○別々の時期でも良いが、同じ保育園のみ希望する ① 優先順位を御記入ください <input type="checkbox"/> 児童名：(_____)を優先したい ・ <input type="checkbox"/> 優先順位はない ※優先順位を付けた場合、優先としていない児童が入所できる場合でも、優先児童が入所できるまでは不承諾となります。
<input type="checkbox"/>	② 兄弟姉妹同時入所できなかった場合の、入園できない児童の預け先(予定)を御記入ください。 { _____ } ※1人だけの入所の場合でも、就労要件で申込みしている方は、保護者の方が就労を開始されないと、入所決定 (在園) の児童は退所となります。
<input checked="" type="checkbox"/>	○別々の時期でも別々の保育園でも良い ③ 優先順位を御記入ください <input checked="" type="checkbox"/> 児童名：(座間 ひばり (姉))を優先したい ・ <input type="checkbox"/> 優先順位はない ※優先順位を付けた場合、優先としていない児童が入所できる場合でも、優先児童が入所できるまでは不承諾となります。
<input type="checkbox"/>	④ 兄弟姉妹同時入所できなかった場合の、入園できない児童の預け先(予定)を御記入ください。 { 認可外施設を検討 } ※1人だけの入所の場合でも、就労要件で申込みしている方は、保護者の方が就労を開始されないと、入所決定 (在園) の児童は退所となります。
<input type="checkbox"/>	○その他 { _____ }
兄弟姉妹が既に在園している場合	
<input type="checkbox"/>	先に入所している児童と同じ保育所
<input type="checkbox"/>	入所できれば先に入所している児童と異なる保育所等でもよい。

優先としていない子が入れる場合であっても、優先の子が入れなければ、入所できません。

兄弟姉妹で申請区分を別々に分けることも可能です。
例) 上の子は「同時に同じ保育園の入所のみ希望する」、
下の子は「別々の時期でも別々の保育園でも良い」など
「別々の時期でも別々の保育園でも良い」場合、入れなかった兄弟姉妹の対応についてもご記入ください。

兄弟姉妹の状況

15 就労証明書 記入例

就労証明書

座間市福祉事務所長 宛
座間市長 宛

証明日から2か月以内のものが有効となります。

記載例

この就労証明書は保育・幼稚園用になります。
児童ホームの申込みにはご利用いただけません。

保護者の方

・この証明書は、保護者記入欄を除いて必ず雇用主(発注先)に記載を依頼してください。事実と相違した場合は入所を取り消すことがあります。

・自営の方につきましては、ご自身で記入のうえ、営業許可証または開業届等の写しを添付してください

事業所の方

・訂正する場合は、二重線で訂正してください(押印不要)。
修正液等を使用した場合は無効となります。

証明日	西暦	2023	年	11	月	1	日
事業所名	A株式会社						
代表者名	〇〇 〇〇						
所在地	座間市〇〇						
電話番号	111	—	222	—	3333		
担当者名	総務部 △△ △△						
記載者連絡先	444	—	555	—	666		

には、刑法上の罪に問われる場合があります。

記載欄		<input type="checkbox"/> 採掘業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 金融業・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業・物品賃貸業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> 生活関連サービス業・娯楽業 <input type="checkbox"/> 医療・福祉 <input type="checkbox"/> その他()	
フリガナ	ザマ ハナコ		
本人氏名	座間 花子		生年月日 2000年 1月 1日
雇用(予定)期間等	<input checked="" type="checkbox"/> 無期 <input type="checkbox"/> 有期	期間 (無期の場合は雇用開始日のみ)	2020年 4月 1日 ~ 年 月 日
本人就労先	A株式会社 〇〇〇		
雇用の形態	<input type="checkbox"/> 派遣社員 <input type="checkbox"/> 契約社員 <input type="checkbox"/> 会計年度任用職員 <input type="checkbox"/> 非常勤職員 <input type="checkbox"/> 経営者 <input type="checkbox"/> 自営業専従者 <input type="checkbox"/> 家族従業者 <input type="checkbox"/> 内職 <input type="checkbox"/> 業務委託 <input type="checkbox"/> その他		
就労時間 (固定就労の場合)	火 水 木 金 土 日 祝日	合計時間 月間 175 時間 0 分 (うち休憩時間 1200 分)	
	<input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	一月当たりの就労日数 月間 20 日	一週当たりの就労日数 週間 5 日
	平日 8 時 30 分 ~ 17 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)		
	土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)		
就労時間 (変則就労の場合)	合計時間	時間 分 (うち休憩時間 分)	
	就労日数	日	
	主な就労時間帯・シフト時間帯	時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)	
就労実績 ※日数に有休休暇を含み、時間数に休憩・残業時間を含む	年月 2023年 8月	年月 2023年 9月	年月 2023年 10月
	22 日/月 192 時間/月	20 日/月 175 時間/月	21 日/月 183 時間/月
産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中		
育児休業の取得 ※取得予定を含む	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input checked="" type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み		
	期間 2023年 9月 1日 ~ 2024年 8月 31日		
産休・育休以外の休業の取得	<input type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 <input type="checkbox"/> 取得済み 理由		
	期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
復職(予定)年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 復職予定 <input type="checkbox"/> 復職済み 2024年 4月 1日		
育児のための短時間勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	<input checked="" type="checkbox"/> 取得予定 <input type="checkbox"/> 取得中 期間 2024年 4月 1日 ~ 2025年 3月 31日		
	主な就労時間帯・シフト時間帯 10 時 0 分 ~ 14 時 0 分 (うち休憩時間 60 分)		
保育士等としての勤務実態の有無	<input type="checkbox"/> 有		
備考欄			
追加的記載項目欄			
雇用期間満了後の更新の有無	<input type="checkbox"/> 有 雇用予定期間 年 月 日 ~ 年 月 日		
育児休業延長の可否	延長 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否 任意	2024年 9月 1日 ~ 2025年 8月 30日	
	入所が内定した場合の育児休業短縮可否 <input checked="" type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 否		
●保護者記入欄			
フリガナ 児童名	ザマ タロウ 座間 太郎	生年月日	〇〇年 〇月 〇日
フリガナ 児童名	ザマ シロウ 座間 次郎	生年月日	〇〇年 〇月 〇日
			幼稚園 <input checked="" type="checkbox"/> 申込中(第一希望)

休憩時間を含んだ、月間の契約時間を記載してください。

育児休業の取得等により実績がない場合については、「0日」と記載してください。

No. 3 雇用(予定)期間等で、有期にチェックをした場合、No.15 雇用期間満了後の更新の有無の記載をしてください。更新の予定が有もしくは有(予定)の場合は、雇用予定期間を記載してください。

時短勤務をしている(する予定)の方は、No.6 就労時間は契約時間を記載し、No.12 育児のための短時間勤務制度利用有無の欄には、短時間勤務をする際の時間を記載してください。

育児休業の期間は、育児延長の申請により延長可能な最長取得期間を記載してください。期間に関して、「任意」とありますが、延長可能な場合は原則記載してください。

事業所の方、保護者の方へ:【座間市就労証明書 記載要領】(裏面)を必ずご確認ください。

16 保育所入所選考基準

入所選考では、それぞれのご家庭の保育の必要性についてご提出いただいた書類を審査して指数化し、指数の高い方から入所を決定します。※先着順ではありません。

＜令和6年度（令和6年4月）選考から適用＞

保育所入所選考基準

項目	詳細	基準点数	
家庭外就労 (自営業で、 居住地と勤務 地が異なる場 合を含む)	家庭外就労 (自営業で、 居住地と勤務 地が異なる場 合を含む)	勤務時間が1箇月に170時間以上	35
		勤務時間が1箇月に160時間以上、170時間未満	34
		勤務時間が1箇月に150時間以上、160時間未満	33
		勤務時間が1箇月に140時間以上、150時間未満	32
		勤務時間が1箇月に130時間以上、140時間未満	31
		勤務時間が1箇月に120時間以上、130時間未満	30
		勤務時間が1箇月に110時間以上、120時間未満	29
		勤務時間が1箇月に100時間以上、110時間未満	28
		勤務時間が1箇月に90時間以上、100時間未満	27
		勤務時間が1箇月に80時間以上、90時間未満	26
		勤務時間が1箇月に70時間以上、80時間未満	25
		勤務時間が1箇月に64時間以上、70時間未満	24
家庭内就労	自営業 (主宰者)	勤務時間が1箇月に170時間以上	35
		勤務時間が1箇月に160時間以上、170時間未満	34
		勤務時間が1箇月に150時間以上、160時間未満	33
		勤務時間が1箇月に140時間以上、150時間未満	32
		勤務時間が1箇月に130時間以上、140時間未満	31
		勤務時間が1箇月に120時間以上、130時間未満	30
		勤務時間が1箇月に110時間以上、120時間未満	29
		勤務時間が1箇月に100時間以上、110時間未満	28
		勤務時間が1箇月に90時間以上、100時間未満	27
		勤務時間が1箇月に80時間以上、90時間未満	26
		勤務時間が1箇月に70時間以上、80時間未満	25
		勤務時間が1箇月に64時間以上、70時間未満	24
	自営業 (協力者)	勤務時間が1箇月に170時間以上	25
		勤務時間が1箇月に160時間以上、170時間未満	24
		勤務時間が1箇月に150時間以上、160時間未満	23
		勤務時間が1箇月に140時間以上、150時間未満	22
		勤務時間が1箇月に130時間以上、140時間未満	21
		勤務時間が1箇月に120時間以上、130時間未満	20
		勤務時間が1箇月に110時間以上、120時間未満	19
		勤務時間が1箇月に100時間以上、110時間未満	18
		勤務時間が1箇月に90時間以上、100時間未満	17
		勤務時間が1箇月に80時間以上、90時間未満	16
内職	勤務時間が1箇月に70時間以上、80時間未満	15	
	勤務時間が1箇月に64時間以上、70時間未満	14	
	内職	5	

項目	詳細		基準点数	
妊娠・出産	妊娠・出産		24	
傷病障がい	傷病	申込児童を保育していた者が急病等のため入院した場合 (入院期間が1箇月を超えるものに限る)	50	
		入院を要する期間が1箇月以上必要	35	
		常時臥床の状態にある	35	
		通院が1箇月以上必要	22	
	障がい	最重度の障害（重度の障害が2つ以上、要介護5）	35	
		重度の障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4）	常時保育に支障がある	30
その他			25	
中度の障害（身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳3級、要介護3）	20			
親族の介護	同居の親族	医療機関に入院した者の付添い看護等をする	30	
		常時臥床の者の介護をする	30	
		通院が1箇月以上の者の付添いをする	15	
		最重度の障害（重度の障害が2つ以上、要介護5）のある者の看護等をする	30	
		重度の障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4）のある者の看護等をする	常時保育に支障がある	25
			その他	20
		中度の障害（身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳3級、要介護3）のある者の看護等をする	15	
	障害児（者）の通学に常時付添いをする	15		
	別居の親族	医療機関に入院した者の付添い看護等をする	25	
		常時臥床の者の介護をする	20	
		通院が1箇月以上の者の付添いをする	10	
		最重度の障害（重度の障害が2つ以上、要介護5）のある者の看護等をする	25	
		重度の障害（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2、精神障害者保健福祉手帳1・2級、要介護4）のある者の看護等をする	常時保育に支障がある	20
			その他	15
中度の障害（身体障害者手帳3・4級、療育手帳B1・B2、精神障害者保健福祉手帳3級、要介護3）のある者の看護等をする		10		
障害児（者）の通学に常時付添いをする	10			
災害	災害の復旧に当たっている		50	
就学	就学	学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設などに在学していること。 職業能力開発促進法、職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法等に規定する職業訓練などを受けていること。	21	
求職活動	求職活動	生計中心者であったものが失業した場合	24	
		上記以外の場合	1	
		利用申込時点で勤務時間数が基準を満たさず、入所後に基準を満たす旨の誓約をしている場合	5	

項目	詳細	調整点数	
調整点数	ひとり親家庭の場合	54	
	ひとり親家庭で内職の場合	13	
	ひとり親家庭で求職活動中の場合	16	
	生活保護世帯で、就労又は求職活動の要件に該当する場合	5	
	虐待やDVの恐れがある場合など、社会的養護が必要な場合	54	
	子どもが障害者手帳を交付されている場合	10	
	産後休業、育児休業及び介護休業の満了に伴い同一職場へ復職する場合	10	
	上記休業の取得に伴い保育所を退所し、同一保育所へ再入所を希望する場合	10	
	保育士又は幼稚園教諭として認可保育所等又は幼稚園で就労(内定)している場合	5	
	すでに兄弟姉妹が保育所に入所している場合	10	
	兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所の利用を希望する場合	10	
	第3子以降の申込みの場合 (兄弟が2人以上保育所等に入所している又は申込みしている場合に限る)	5	
	小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児童	10	
	認可外保育施設又は認可保育所等の一時預かりを定期的に利用している場合 (申請月直近でリフレッシュを除いて週3回以上利用している場合)	10	
	現在求職活動中であることがわかる書類(ハローワークカードの写し等)が両親ともに提出できる場合(両親ともに求職活動の要件で申込みしている場合に限る)	11	
	内定した保育所等を辞退し、別の保育所等を申請した場合(病気等やむを得ない場合をのぞく)	-10	
	同居の6歳未満の祖父母の保育を必要とする理由が確認できなかった場合	-10	
	正当な理由なく保育料(兄弟姉妹等の保育料も含む)の滞納がある世帯の場合	納付のない月が3箇月以上6箇月未満の場合	-5
		納付のない月が6箇月以上の場合	-10
	他市区町村からの入所委託の場合		-30
その他福祉事務所長が認める場合		10~100	

- ※ 基準点数については、児童の父母それぞれの点数を合算する。
- ※ 父及び母の基準点数が複数の項目に該当する場合は、原則基準点数が高い項目の点数のみとする。ただし、妊娠・出産に該当する場合は妊娠・出産の基準点数とする。
- ※ この表における「勤務時間」とは、出勤から退勤までの時間(休憩時間を含む)を基本とする。
- ※ 調整点数については世帯を単位として加点する。
- ※ すでに兄弟姉妹が保育所に入所している場合の加点については、兄弟姉妹(多胎児を含む)が同一の保育所の利用を希望する場合の加点を受けているものは除く。
- ※ 認可外保育施設または認可保育所等の一時預かりを利用している場合の加点については、産後休業、育児休業及び介護休業の満了に伴い同一職場へ復職する場合の加点を受けているものは除く。
- ※ 内定した保育所等を辞退し、別の保育所等を申請した場合の減点については、辞退した年度内のみ反映とする
- ※ 認可保育所等に入所している者の転園希望については、上記の定めに関わらず指数を0点とする。
- ◎ 基準点数に調整点数を加えた点数が高い世帯の児童から入所するものとする。同点となった場合はまず希望順位により判断し、希望順位も同じ場合は、以下の項目により総合的に判断することとする。

選考会時点での保育所等の見学の有無
ひとり親家庭の場合
生活保護世帯の場合
兄弟姉妹の状況
育児休業等又は認可外保育施設等利用の状況
雇用形態・勤務実績等(就労証明書記載による)
収入
保留期間
保育料滞納の有無
祖父母の同居の有無
「保育所等利用申込みに係る重要説明事項確認書」⑪-Bへのチェックの有無

17 入所決定後の届出について

◆申し込まれた要件によって、提出書類が異なります。

求職活動のために入所する場合	<p>保育期間は3箇月間。入所後、支給認定期間が終了する月の10日までに就労を決定し「就労証明書」を提出いただくことで、期間を延長します。</p> <p>※就労証明書を提出できない場合又は1箇月64時間以上の就労が確認できない場合は、支給認定終了日をもって退所となります。</p>
妊娠・出産のために入所した場合	<p>妊娠・出産要件で入所した場合は、要件の期間満了をもって原則退所となりますが、育児休業を取得する場合または産後休暇終了後に他の要件へ切り替える場合のみ、産後休暇終了までに就労証明書等を提出することで入所を継続することができます。</p>
育児休業からの復職のため入所する場合	<p>入所月の翌月14日までに復職をし、入所月の翌月末までに復職年月日の記載された「就労証明書」の提出が必要です。</p> <p>※育児休業から復職後、短時間勤務を行う場合 <u>就労証明書の就労時間は、契約上の時間を記載し、育児のための短時間勤務制度利用有無の欄に短時間勤務を行う際の時間を記載してください。</u> <u>契約時間自体が変更になった場合、入所取消となる場合があります。</u></p>
保育園を退所する場合	<p>退所する日の10日前までに「保育所入所児童退所届」を提出。原則、各月月末での退所となります。</p>
市外へ転出する場合	<p>転出先、転出日が決まり次第「保育所入所児童退所届」を提出。</p> <p>①市内保育所等を退所する場合 転出先で新たに保育所等入所を希望するときは、転出前に申込みができます。</p> <p>②同じ保育所等の入所を継続希望する場合 一度退所扱いとなりますが、転出先の担当課で転出後すぐに継続の申込みをしますと、継続ができます。 (要件により継続期間が異なります。) ※詳細はP32「Q&A」(3)入所後の手続きなどに関するQ6参照</p>
世帯員の勤務先、勤務時間や日数等内容に変更があった場合	<p>新しい勤務先や内容変更後の「就労証明書」を提出。</p>
市内転居、氏名変更及び世帯構成に変更があった場合	<p>「入所関係変更届」を提出。 世帯の状況により、新たに税資料等の提出が必要な場合があります。</p>
保育が必要な要件が変更した場合	<p>変更後の保育が必要な要件の書類を提出してください。</p>

◎その他、状況により提出が必要な書類がありますので、詳しくは、保育・幼稚園課へお尋ねください。

18 辞退する場合

- ・内定した施設を辞退する場合の必要書類：「保育所入所児童辞退届」、「保育所入所申込取下げ届」
年度内は内定した施設を再度申請することはできません。申請自体取り下げとなりますので、保育園の入所を希望される場合は、再度の申請が必要となります。
- ・(病気などやむを得ない場合を除いて) 辞退した場合、年度内の選考時に点数が10点減点となります。

19 転園する場合

- ・市内の保育所等から他の市内の保育所等に転園を希望する場合の必要書類：「市内保育所転園申込書」
 - ・市外の保育所等に転園を希望する場合の必要書類：「保育所等利用申込書」
市外への転園を希望する場合、新規でのお申込みと同様の書類が必要となります。
また、締め切り日や追加書類については市区町村により異なりますので、転園を希望する施設を所管している市区町村へ御確認ください。
 - ・保育所等の入所は、待機されている方が優先となるため、転園希望の方の指数は0点になります。
また、転園の申込み後の転園の取り消しはできません。転園届を出す場合は、慎重に御検討ください。
- ※転園決定後辞退した場合、現在在園している保育所に戻ることはできません。
※育児休業中に転園が決まった際は、復職が必要です。(転入出を伴う転園も同様)

20 休園日

日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）

21 連携施設

小規模保育施設・家庭的保育施設に入所した場合、2歳児クラスまでの施設になりますので、3歳児クラス以降も保育所等の利用を希望される場合は、4月入所受付時に新規申請を行う必要があります。

各小規模保育施設・家庭的保育施設には連携園が設定されており、連携施設への入所を希望される場合は、優先的に御案内となります。連携施設以外の施設を希望することも可能ですが、通常の選考と同様の扱いとなります。

小規模保育施設・家庭的保育施設	連携施設
ナーサリールームT&Y相模が丘	ナーサリースクールT&Y相模が丘 相模が丘東保育園 相模が丘西保育園
陽の丘保育園	相模が丘西保育園
ひばり乳児園	ひばりが丘保育園
保育ルームフェリーチェ 相武台前園	相武台保育園（座間市）
(仮称) ひばりっ子保育園	ひばりが丘幼稚園
(仮称) みらいひまわり保育園	栗原幼稚園

22 市外の施設への申請・市外からの申請

保育所等入所の申込みは、住民登録をしている市区町村で行うことになっています。

市外にお住まいの方が座間市の保育所等へ入所を希望される場合、お住まいの市区町村の保育主管課を通じて申込みをしてください。

○座間市在住で、市外の保育所へ入所を希望する場合

受付場所	座間市役所 2階 保育・幼稚園課 ※市外の保育施設を申込みの場合、郵送での申込みはできません
受付期日	希望する保育所等がある市区町村が設定する締切の7開庁日前まで
必要書類	・ 座間市の書式での申込書類 ・ 他市が必要とする追加書類（同意書や賃貸契約書など）
注意事項	・ 申込みに必要な書類や締切日は各市区町村により異なります。 <u>必ず、事前に希望する保育所等がある市区町村の保育主管課に以下の内容を御確認ください。</u> （申込可否、申込締切日、必要書類、保育時間、受入年齢など） ・ 転出予定で申し込まれる方は、転出先の市区町村で再度利用申込みをしてください。

○座間市外に在住で、座間市内の保育所を申し込む場合

次のいずれかに該当する方は、座間市内の保育所等の申込みが可能です。

- 〔 ・ （利用希望月前月末日までに）座間市に転入予定がある場合
- 〔 ・ （入所希望月1日時点で）父母のいずれかが座間市で在勤・在学している場合

受付場所	申請時点でお住まいの市区町村の市役所窓口
受付期日	座間市が設定する締切日 ※座間市の各月締切日までに座間市保育・幼稚園課に申請書類が届いている必要があります。余裕をもってお住まいの市区町村へ御提出ください。
必要書類	・ お住まいの市区町村が指定する申込書類 ・ 課税（非課税）証明書、申立書（転入予定者用）及び重要説明事項確認書 ※転入予定者のみ
注意事項	【転入予定の方】 ・ 転入後は座間市保育・幼稚園課で再度申込みの手続きが必要です。 ・ 入所希望月の前月末日までに座間市に住民票を異動していることが条件となります。転入が確認できない場合、内定が取り消されることがあります。 ・ 市外からお申込みをする場合、転入前の見学は必須ではありませんが、転入後は必ず見学に行くようお願いしております。 【在勤要件で申込み方】 ・ 転入予定がない方は、選考時に減点がありますので御注意ください。

23 保護者負担金(保育料及び副食費)

(1) 幼児教育・保育の無償化

- 「幼児教育・保育の無償化」により、認可保育所等に通う 3歳児クラスから5歳児クラスのお子様、及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスのお子様については、保育料が無償化されました。(延長保育料や食材料費等は対象外です。)

<保育料無償化の対象>

対象時（4月1日時点）	保育料
住民税非課税世帯の0～2歳児クラス	無償
3～5歳児クラス	

- 2歳児クラス以下については、所得に応じて保育料がかかります。2歳児クラスのお子様のうち3歳のお誕生日を迎えた場合も、2歳児クラスの間は保育料がかかりますので御注意ください。
また、3歳児クラス以上のお子様の副食費について、「幼児教育・保育の無償化」以前は、保育料の一部として徴収しておりましたが、無償化に伴い、副食費として徴収となりました。
- 副食費の額は施設によって異なる場合があります。

(2) 保育料の算定方法

- 入所児童の4月1日現在の年齢と、父母及びそれ以外の扶養義務者の市民税額によって決定します。
- 所得割額の区分（P 27～28）は、父母及び児童と同居している方（家計の主宰者）の住宅取得控除額等の税控除額（調整控除を除く）前の額の合計額を適用します。
- 保育料算定後、「保育料決定通知書」を送付します。前期分（4～8月分）の保育料決定通知書は4月初旬に、後期分（9～3月分）の保育料決定通知書は9月初旬に送付する予定です。
- 入所後、年度途中で年齢が変わっても保育料に変更はありませんが、世帯構成などに変更があった場合は、再算定することがあります。

令和6年						令和7年					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和5年度市民税 (令和4年1月1日～12月31日までの所得)						令和6年度市民税 (令和5年1月1日～12月31日までの所得)					

※令和6年4月分から8月分は令和5年度市民税額をもとに算出
令和6年9月分から令和6年3月分は令和6年度市民税額をもとに算出

- 政令指定都市では、平成30年度分から所得割の税率が6%から8%に変更されましたが、市県民税課税（非課税）証明書を政令指定都市で発行した場合の保育料については、変更前の税率（6%）で階層区分を設定しますので、税率変更による影響はありません。

※市町村民税所得割額の確認方法はP 25参照

(3) 保育料の軽減

下記に当てはまる場合、保育料が半額、無料となります。

①兄弟・姉妹での入所

<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等^{※1}を兄弟・姉妹で利用する場合、最年長の児童^{※2}から順に基準額、2人目は半額（10円未満切捨て）、3人目以降は無料となります。 ※1 保育所等：幼稚園及び認定こども園、小規模保育施設、家庭的保育施設等を含む ※2 小学1年生以上の兄弟・姉妹は含みません。
<ul style="list-style-type: none"> ・所得割額が57,700円未満の世帯は年齢にかかわらず^{※3}、上から順に第1子、第2子、第3子として数えます。 ・第2子は各階層区分の半額（10円未満切捨て）、第3子以降は無料となります。 ※3 小学校1年生以上の兄弟・姉妹も含みます。

②ひとり親世帯又は障がい者がいる世帯

<ul style="list-style-type: none"> ・所得割額が77,101円未満の世帯については年齢にかかわらず、上から順に第1子、第2子、第3子として数えます。 ・第1子は令和6年度保育料金表（要保護世帯）のとおり、第2子以降は無料となります。

(4) 給食費（副食費）

- ・3歳児クラス以上で通園先が公立保育園であれば、概ね4,500円^{※1}を納付していただきます。3歳児クラス以上で通園先が私立保育所であれば、給食費は施設によるため、直接施設に御確認ください。

※1 国の基準により変動する可能性があります。

また、次のいずれかに当てはまる場合は副食費が免除になります。

<副食費免除の対象>

対象			
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税所得割額が57,700円未満（要保護世帯等^{※1}においては77,101円未満）の世帯 ※1 要保護世帯等とは、生活保護世帯、里親、市町村民税非課税世帯、ひとり親世帯、在宅障害者がいる世帯のことです。 			
<ul style="list-style-type: none"> ・市町村民税所得割額にかかわらず、第3子^{※2} ※2 小学校就学前までの子どもの人数でカウント 			
(例：補助の対象となる世帯)			
きょうだい構成	保育園 年長	保育園 年中	保育園 年少
対象児童の 算定上	第1子	第2子	第3子 →対象
(例：対象とならない世帯)			
きょうだい構成	中学校 1年生	小学校 5年生	保育園 年長
対象児童の 算定上	-	-	第1子 →対象外

(5) 保育料及び副食費の納入方法

- ・認可保育所等の保育料は、公立、私立で違いはありません。
- ・副食費（おかず・おやつ・飲物）について、公立は保育料と同様口座振替又は納入通知書でお支払いください。私立は通園する施設に御確認ください。
- ・「納入通知書」を前期分（4～8月分）と後期分（9～3月分）に分けて送付しますので、各月の納期限までに、指定金融機関の窓口で納入してください。また、金融機関または保育・幼稚園課の窓口で口座振替の手続きをお願いします。

<お支払い先>

	公立保育園	私立保育所	小規模・家庭的施設
保育料（0～2歳児クラス）	市に納付		施設に納付
副食費（3～5歳児クラス）	市に納付	施設に納付	

皆様からお預かりした保育料は、保育所等の運営経費に充てさせていただいております。しかしながら、保育料だけでは運営することはできず、残りの部分を国・県・市で負担する仕組みになっています。

保育料は、保育所等を運営するための貴重な財源として皆様に公平に負担していただいているものです。保育料を滞納された場合、児童福祉法の規定に基づき、地方税法の滞納処分の例に従い処分する場合があります。保育料の適正な納付をお願いします。



市町村民税所得割額の確認方法は次の通りです。

会社員など勤務先の給与から、市県民税を納めている場合	勤務先から6月頃に渡される「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載の、市民税の所得割額を御参照ください。
自営業など自身で申告を行い、個人で住民税を納めている場合	市町村から6月頃に渡される「市民税・県民税税額の決定・納税通知書」に記載の、市民税の所得割額を御参照ください。
非課税の場合	父母ともに非課税であれば、均等割額を見ます。 均等割額も0円で同居の祖父母等がいなければ、保育料は0円になります。

※「住宅ローン控除」や「ふるさと納税などの寄付金控除」等の控除額は、保育料の算定においては控除の対象にはなりませんので御注意ください。

(6) 保護者負担金（保育料及び副食費）算定に必要な税資料

◆ 次の区分に従い、必要な資料を提出してください。

※どちらも座間市に住民登録がある場合、提出書類はありません

利用希望月	区 分	提 出 書 類
令和6年4月～ 令和6年8月 利用希望	令和5年1月1日に、 座間市に住民登録がない方	①、②のどちらか1つ ①マイナンバーカード ⇒通知カードの場合は身元確認資料が必要です。※1 ②令和5年度市県民税課税（非課税）証明書等 （令和5年1月1日現在の住民登録地が発行したもの）
令和6年9月～ 令和7年3月 利用希望	令和6年1月1日に、 座間市に住民登録がない方	①、②のどちらか1つ ①マイナンバーカード ⇒通知カードの場合は身元確認資料が必要です。※1 ②令和6年度市県民税課税（非課税）証明書等 （令和6年1月1日現在の住民登録地が発行したもの）
<p>※1 マイナンバーの提供を通知カードで行う場合 身元確認資料（写真付き身分証明書の場合は1点、身分証明書の場合は2点）の添付が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・写真付き身分証明書：運転免許証、パスポート、在留カード等 ・身分証明書：公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書等 		

(7) 世帯状況で必要となる書類

○単身赴任等で現在市外に住民票がある場合

⇒令和5年1月1日（または令和6年1月1日）時点で住民登録のある市区町村で取得した課税証明書が必要となります。

○各年の1月1日に国外に居住がある場合

⇒国外での収入がわかる書類の提出が必要となります。

その他、別途提出が必要な書類がある場合もございます。不明な場合は保育・幼稚園課へお問い合わせください。

(8) その他

延長保育料、病児保育料、入所日前慣れ保育料は、別にお支払いいただきます。



24 令和6年度 保育料金表

上段は保育標準時間認定者、下段（）内は保育短時間認定者。

入所児童の属する世帯の階層区分			保育料月額(円)		【参考】国上限
階層区分	定義		2歳以下	3歳以上(※)	3歳未満
A	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0 (0)	0 (0)	0 (0)
C	市町村民税所得割の非課税世帯(均等割のみ課税)		6,890 (6,810)	0 (0)	
D1	市町村民税所得割課税世帯	5,000円未満	10,380 (10,270)	0 (0)	19,500 (19,300)
D2		5,000円以上 16,000円未満	11,880 (11,750)	0 (0)	
D3		16,000円以上 32,000円未満	14,060 (13,910)	0 (0)	
D4		32,000円以上 48,600円未満	16,320 (16,150)	0 (0)	
D5		48,600円以上 64,000円未満	18,420 (18,170)	0 (0)	30,000 (29,600)
D6		64,000円以上 80,000円未満	20,600 (20,320)	0 (0)	
D7		80,000円以上 97,000円未満	22,910 (22,600)	0 (0)	
D8		97,000円以上 120,000円未満	26,050 (25,690)	0 (0)	44,500 (43,900)
D9		120,000円以上 144,000円未満	29,320 (28,920)	0 (0)	
D10		144,000円以上 169,000円未満	32,720 (32,270)	0 (0)	
D11		169,000円以上 192,000円未満	35,860 (35,330)	0 (0)	
D12		192,000円以上 216,000円未満	39,130 (38,550)	0 (0)	61,000 (60,100)
D13		216,000円以上 240,000円未満	42,400 (41,770)	0 (0)	
D14		240,000円以上 264,000円未満	45,670 (44,990)	0 (0)	
D15		264,000円以上 288,000円未満	48,940 (48,210)	0 (0)	
D16		288,000円以上 301,000円未満	50,710 (49,960)	0 (0)	
D17		301,000円以上 312,000円未満	52,210 (51,420)	0 (0)	
D18		312,000円以上 336,000円未満	55,480 (54,640)	0 (0)	80,000 (78,800)
D19		336,000円以上 360,000円未満	58,750 (57,860)	0 (0)	
D20		360,000円以上 384,000円未満	62,020 (61,080)	0 (0)	
D21		384,000円以上 397,000円未満	63,790 (62,830)	0 (0)	
D22		397,000円以上	65,290 (64,280)	0 (0)	104,000 (102,400)

※3歳以上の子どもの保育料は0円ですが、別途給食費がかかります。

令和6年度保育料金表（要保護世帯）

※ひとり親世帯又は障がい者がいる世帯の料金表です。

上段は保育標準時間認定者、下段（）内は保育短時間認定者。

入所児童の属する世帯の階層区分			保育料月額(円)		【参考】国上限
階層区分	定 義		2歳以下	3歳以上(※)	3歳未満
A	生活保護法による被保護世帯等		0	0	0
B	市町村民税非課税世帯		0 (0)	0 (0)	0 (0)
C	市町村民税所得割の非課税世帯(均等割のみ課税)		6,890 (6,810)	0 (0)	
D1	市 町 村 民 税 所 得 割 課 税 世 帯	5,000円未満	9,000 (8,900)	0 (0)	9,000 (9,000)
D2		5,000円以上 16,000円未満	9,000 (8,900)	0 (0)	
D3		16,000円以上 32,000円未満	9,000 (8,900)	0 (0)	
D4		32,000円以上 48,600円未満	9,000 (8,900)	0 (0)	
D5		48,600円以上 64,000円未満	9,000 (8,900)	0 (0)	9,000 (9,000)
D6		64,000円以上 77,101円未満	9,000 (8,900)	0 (0)	
D6		77,101円以上 80,000円未満	20,600 (20,320)	0 (0)	30,000 (29,600)
D7		80,000円以上 97,000円未満	22,910 (22,600)	0 (0)	
D8		97,000円以上 120,000円未満	26,050 (25,690)	0 (0)	44,500 (43,900)
D9		120,000円以上 144,000円未満	29,320 (28,920)	0 (0)	
D10		144,000円以上 169,000円未満	32,720 (32,270)	0 (0)	
D11		169,000円以上 192,000円未満	35,860 (35,330)	0 (0)	61,000 (60,100)
D12		192,000円以上 216,000円未満	39,130 (38,550)	0 (0)	
D13		216,000円以上 240,000円未満	42,400 (41,770)	0 (0)	
D14		240,000円以上 264,000円未満	45,670 (44,990)	0 (0)	
D15		264,000円以上 288,000円未満	48,940 (48,210)	0 (0)	
D16		288,000円以上 301,000円未満	50,710 (49,960)	0 (0)	
D17		301,000円以上 312,000円未満	52,210 (51,420)	0 (0)	80,000 (78,800)
D18		312,000円以上 336,000円未満	55,480 (54,640)	0 (0)	
D19		336,000円以上 360,000円未満	58,750 (57,860)	0 (0)	
D20		360,000円以上 384,000円未満	62,020 (61,080)	0 (0)	
D21		384,000円以上 397,000円未満	63,790 (62,830)	0 (0)	
D22	397,000円以上	65,290 (64,280)	0 (0)	104,000 (102,400)	

※3歳以上の子どもの保育料は0円ですが、別途給食費がかかります。

25 その他のサービス

◆ 一時保育

- ・保護者の方が、一時的な就労・病気・出産・その他リフレッシュなどで家庭での保育が困難な時、有料で一時的に児童を預かる制度です。どなたでも御利用になることができます。
- ・御利用を希望される方は、直接各保育所等にお問い合わせください。保育所等に空きがなければ御利用はできません。また、お子様の状態によって、御希望の時間に利用できない場合があります。

「〇歳児」とある場合は、各年度4月1日現在の年齢を基準とします。

施設	保育日	受入れ年齢	保育料	食事
わかば保育園	平日 9:00~17:00	6か月 (~就学前まで)	8h 6か月~満2歳 3,000円 満3歳~満5歳 2,000円	300円/日 (食事時間帯に在園している場合)
			4h 6か月~満2歳 1,500円 満3歳~満5歳 1,100円	
			1h 6か月~満2歳 550円 満3歳~満5歳 500円	
座間保育園	平日 9:00~17:00	6か月 (~就学前まで)	8h 6か月~2歳児 3,000円 3歳児~5歳児 2,200円	300円/日 (食事時間帯に在園している場合)
			4h 6か月~2歳児 1,500円 3歳児~5歳児 1,100円	
			1h 6か月~2歳児 550円 3歳児~5歳児 500円	
やなせ保育園	平日 9:00~17:00	6か月 (~就学前まで)	8h 6か月~2歳児 3,000円 3歳児~5歳児 2,200円	300円/日 (食事時間帯に在園している場合)
			4h 6か月~2歳児 1,500円 3歳児~5歳児 1,100円	
			1h 6か月~2歳児 550円 3歳児~5歳児 500円	
座間子どもの家保育園	平日 8:30~17:00	6か月 (~就学前まで)	8h 6か月~満2歳になるまで 3,000円 満2歳~就学前 2,200円	300円/日 (食事時間帯に在園している場合)
			4h 6か月~満2歳になるまで 1,500円 満2歳~就学前 1,100円	
あゆみ保育園	平日、土曜 ・午前半日 8:30~12:30 ・午後半日 13:00~17:00 ・一日 以下の時間帯で 8時間以内 ※8:30~17:00	2歳児 (~就学前まで)	1日 2歳児 2,800円 3歳児 2,100円 4歳児~5歳児 1,900円	昼食代1食300円 おやつ代1回100円 喫食した食数で計算
			半日 2歳児 1,400円 3歳児 1,050円 4歳児~5歳児 950円	
栗の実保育園	平日 8:30~16:30	1歳 (~就学前まで)	8h ①1歳児~2歳児 3,000円 ②3歳児~5歳児 2,500円	①335円 ②320円 ③245円 ④230円
			4h ③1歳児~2歳児 1,500円 ④3歳児~5歳児 1,250円	
座間すこやか保育園	平日 9:00~17:00	満1歳 (~就学前まで)	8h 3歳未満児 3,000円 3歳以上児 2,200円	330円/日 (食事時間帯に在園している場合)
			4h 3歳未満時 1,500円 3歳以上児 1,100円	
			1h 3歳未満時 550円 3歳以上児 500円	
ナーサリースクール T&Y相模が丘	平日 9:00~16:00	満1歳 (~就学前まで)	7h以上 1歳~2歳 3,000円 3歳~5歳 2,200円	330円/日 (給食費)
			4h 1歳~2歳 1,500円 3歳~5歳 1,100円	
			1h 1歳~2歳 550円 3歳~5歳 500円	
マジオたんぼぼ 保育園相武台	平日 9:00~16:00	1歳児 (~就学前まで)	1h 1歳児~2歳児 900円 3歳以上児 800円	給食代330円 おやつ70円 (おやつ・食事時間帯に在園している場合)
座間ゆめっこ 保育園	平日 8:30~17:00	6か月 (~就学前まで)	8h 3,000円 (8h以内)	提供あり (食事代は、保育料に含まれる)
			4h 1,500円 (4h以内)	
子どもの家 ひまわり保育園	平日 8:30~17:00	6か月 (~就学前まで)	8h 6か月~満3歳未満 3,000円 満3歳~ 2,200円	300円/日 (食事時間帯に在園している場合)
			4h 6か月~満3歳未満 1,500円 満3歳~ 1,100円	
保育ルームフェリーチェ 相武台前園	平日、土曜 8:30~17:00	6か月 (~2歳児まで)	8h 6か月~2歳児 6,400円 0歳児のみ衛生費+500円	300円/1食 (食事おやつ時間帯に在園している場合)
			4h 6か月~2歳児 3,200円 0歳児のみ衛生費+500円	
			1h 6か月~2歳児 800円 0歳児のみ衛生費+500円	
緑ヶ丘もえぎ保育園	平日 8:30~17:00	2か月 (~就学前まで)	1h 1歳児~5歳児 500円 2か月~ 1,000円	400円/日 (食事時間帯に在園している場合)

★ (仮称) ひばりっ子保育園、(仮称) ちぐさ保育園、いその保育園でも実施予定です。

◆ 休日保育

- ・認可保育所等に入所中に、保護者が休日の労働などにより休日に保育を必要とする場合、保育所でお預かりする制度です。
- ・定員がありますので、御利用できない場合もあります。
- ・利用登録は年度ごとに必要です。 ※（仮称）ちぐさ保育園でも実施予定です。

休日保育実施施設	座間子どもの家保育園	緑ヶ丘もえぎ保育園
実施日	休日（日曜、国民の祝日）※年末年始（12月29日から1月3日）を除く	
対象児童	座間市内認可保育所等の在籍児童	
受け入れ年齢	生後8週間～就学前	
利用方法	① 「座間市休日保育事業利用登録申請書」を記入する ② 記入後、現在通っている保育所等で園長印を押印してもらう ③ 申請書を保育希望日の3箇月前から1箇月前までに保育・幼稚園課に提出する ④ 承認後、市役所から保護者へ決定通知を送付します ⑤ 利用を御希望の保育園へ電話し、利用日の日程調整をする ⑥ 利用開始	

◆ 病児保育

- ・「にじのはし保育園」、「緑ヶ丘もえぎ保育園」で病児保育を実施しています。

利用するには実施施設への事前登録が必要です。詳しくは施設にお問い合わせください。

サービス名	病児保育	
実施施設	にじのはし保育園	緑ヶ丘もえぎ保育園
対象児	生後6箇月～	市内在住または座間市と広域連携の協定を結ぶ市町村（厚木市、大和市、海老名市、綾瀬市、愛川町、清川村）に在住の生後6か月～小学校6年生、または市内の保育園に通う児童
定員	4名	3名
利用可能日	月曜日～金曜日 （祝日・年末年始を除く）	月曜日～金曜日 （祝日・年末年始を除く）
利用可能時間	午前8時から午後6時	午前8時30分から午後5時30分
利用料金	4時間まで 無料 6時間まで 500円 8時間まで 1,000円 8時間以降 200円/30分 （きょうだい利用時、2人目半額）	2,000円/1日 ※非課税世帯、生活保護世帯は減免制度あり

◆ 病後児保育

「病後児保育センターすずらん（広野台保育園内）」で病後児保育を実施しています。

利用するには実施施設への事前登録が必要です。詳しくは施設にお問い合わせください。

※（仮称）ちぐさ保育園でも実施予定です。

サービス名	病後児保育	
実施施設	広野台保育園	
対象児	市内在住または市内の保育園に通う、満1歳～小学3年生	
定員	3名	
利用可能日	月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）	
利用可能時間	午前8時30分から午後5時15分	
利用料金	2,000円/1日 ※非課税世帯、生活保護世帯は減免制度あり	

26 Q&A

(1) 保育施設について

Q1 アレルギー食や宗教食の対応はしてもらえますか？

公立保育園は、すべての施設で、食物アレルギーをお持ちのお子様に除去食の対応を行っています。アレルギー原因食品の除去を希望する場合は、医師による「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー・気管支ぜん息）」を保育園に提出し、事前に保育園と御相談ください。ただし、重度の食物アレルギー等の場合や、宗教上の理由による除去の場合等は対応できないことがあるため、お弁当の持参等をお願いすることがあります。私立の保育施設の場合は保育所等によって対応の可否が異なります。保育所等の見学に行った際、確認してください。

※お弁当を持参した場合でも、保育料の減額や免除はありません。予め御了承ください。

Q2 入所児童に傷病・障がいがある場合、保育所等の対応は可能ですか？

保育所等によって対応の可否が異なります。保育所等に見学に行った際、確認してください。

(2) 申請に関して

Q1 保育所等の利用状況を確認できますか？また、空きのない保育所等を申込みますか？

保育所等のクラス年齢別選考可能人数及び入所待ち人数（第一希望）の状況は、市のホームページでお知らせしています。空きがない保育所等に申込みことはできますが、利用されている方が退所する等、施設が受け入れ可能となるまでお待ちいただくこととなります。

Q2 育児休業の延長を希望したいです。

育児休業の延長を希望し、職場での手続きのために保育所を申込みされる場合は、申立書（育児休業の延長）が必要になります。なお、この場合については施設の見学は不要です。 ※申立書は市HPにあり

Q3 パートやアルバイト勤務だと指数は下がりますか？

選考は1箇月の勤務時間により行っているため、雇用形態（本採用、パート、アルバイト、派遣、自営業等）により指数に差がつくことはありません。

ただし、協力の場合は点数が異なります。（P17参照）

Q4 離婚している又は離婚協議中の場合に何か必要な書類はありますか？

申込みの御案内P10（3）ひとり親世帯（離婚予定を含む）を御参照ください。

また、書類の提出がある場合でも、同一住所に住んでいる場合または生活費の授受がある場合は、父・母両方の保育を必要とする書類が必要になります。

その他、状況により提出が必要な書類がありますので、詳しくは、保育・幼稚園課へお尋ねください。

Q5 祖父母と二世帯住宅に住んでいますが、祖父母の書類も必要ですか？

同一住所地である場合は必要です。ただし、世帯ごとの公共料金（電気代、水道代、ガス代のいずれか）の請求書または領収書の写しが提出できる場合は必要ありません。公共料金の請求書又は領収書の写しの提出がない場合は、同居とみなします。

Q6 仕事の都合上、土曜保育を希望していますが、必ず預かってもらえますか？

保育所等によっては受け入れ可能人数に上限があり、状況によっては受け入れできない場合があります。詳細は各保育所等にお問合わせください。

(3) 入所後の手続きなどに関して

Q1 育児休業からの復職する際、別の職場に就職しても良いですか？

育児休業は育児休業取得後の職場復帰を前提とした制度です。そのため入所選考も同一の職場に復職することを条件に加点を行い選考しております。育児休業から復職する前に別の場所へ転職した場合は、申込時と条件が違いため、内定取り消しになる可能性があります。なお、部署の異動や派遣先の変更等は問いません。詳細はP20 17入所決定後の届出についてを御覧ください。

Q 2 在園中で転職を考えていますが何か提出する書類はありますか？

仕事を辞める（た）場合、すぐに期間限定誓約書の提出が必要になります。

転職（求職）活動中は3箇月間保育所等を利用可能です。

その後も保育所の利用を希望される場合、支給認定期間の終了月の10日までに就労証明書を提出し終了日までに就労を開始する必要があります。提出が確認できない場合は原則退所となります。

Q 3 兄姉が保育所等に就労要件で在園しています。2人目以降を妊娠した場合兄姉は保育所等に在園できますか？

母子手帳を取得後、表紙と出産予定日の掲載されたページの写しを提出してください。

出産後、育児休業を取得の場合は、出産した児童が満2歳になるまで兄姉の継続入所が可能になります。

継続入所を希望する場合、入所関係変更届、就労証明書及び保育所入所継続希望申立書（育児休業用）を提出してください。（育児休業中に仕事を辞めた場合は、この限りではありません。）

なお、この制度はお子様慣れ親しんだ保育園の環境を離れることはよくないという観点から継続入所できる制度です。育児休業中に転園（他市も含む）されたときは、上記の理由が成り立ちませんので、職場復帰が必要です。

Q 4 保育所等に内定した場合辞退することは可能ですか。また、辞退した場合、今後の入所選考で不利になりますか？

保育所等の内定を辞退することは可能です。内定を辞退した場合、既に行った申込みについては一度内定として結果をだすため、再度選考が必要な場合は新規申込みが必要になります。

ただし、当該年度に限り、内定を辞退した施設の申込みを再度行うことはできません。

また、年度内の選考においては10点の減点となります。同点比較においては、不利になることがあります。

内定を辞退する場合は辞退届及び取下げ届の提出が必要ですので、速やかに保育・幼稚園課に連絡をし、来庁してください。

Q 5 入所内定になりましたが、急きょ退職することとなり、入所日における保育を必要とする理由が申込み時と変わってしまいます。その場合でも入所可能ですか？

入所月1日時点での保護者の保育を必要とする理由を点数化し、選考を行っています。そのため、保育を必要とする理由が選考時点と入所月1日時点で異なる場合や、転職等により就労時間が変わる場合については、点数が変わってしまう可能性があり、場合によっては内定が取り消しとなります。

Q 6 現在座間市内の保育所等に在園していますが、転出した場合継続利用は可能ですか？

事前に「保育所入所児童退所届」を提出し、転出後速やかに、住民登録のある自治体より継続のための申込みをしていただければ継続は可能です。転出後も勤務先等が座間市にある場合は継続利用できますが、勤務先等が座間市にない場合は、転出した年度末まで座間市の保育所等を継続利用できます。

※要件が変更になった場合や、支給認定期間満了の場合はこの限りではありません。

Q 7 日本に住民票がなく課税証明書が取得できないのですがどうすればいいですか？

勤務先の代表者が証明する源泉徴収票に準じた内容で作成された給与支払額証明書等を提出してください。

また、アメリカ合衆国軍隊の軍人軍属である場合はW-2を提出してください。

4月～8月入所の場合：令和4年中の収入、控除等の内容が必要になります。

9月～3月入所の場合：令和5年中の収入、控除等の内容が必要になります。

Q 8 里帰り出産等で一時的に保育園に通えなくなった場合、すぐに退所となりますか？

2か月を超えて1日も保育園の利用がない場合、退所となります。

なお、その間も利用者負担額（保育料、副食費）を納付する必要があります。

27 市内保育施設一覧

各保育所等へ見学のための連絡をする場合は平日 8:30~17:00 の間をお願いします。

※サブスク：定額料金をお支払いいただくことで、その期間中おむつを使用できるサービス。

※おむつ処分：園で使用したおむつを、持ち帰ることなく園で処分するサービス。

[公立認可保育所]

保育所名	定員	所在地 最寄駅 電話番号	受入年齢	平日	土日	駐車場	一時保育	サブスク	おむつ 処分
				開所時間 (標準時間)	開所時間 (標準時間)				
栗原保育園	77	栗原中央6-5-28 さがみ野駅より徒歩26分 ☎046-251-1044	満3箇月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	—	○	○
相模が丘東保育園	60	相模が丘5-12-36 小田急相模原駅より徒歩8分 ☎042-743-2200	満3箇月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	—	○	○
東原保育園	80	東原4-12-18 さがみ野駅より徒歩8分 ☎046-251-5564	満3箇月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	—	○	○
相武台保育園	83	相武台3-20-19 相武台前駅より徒歩10分 ☎046-253-2523	満3箇月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	—	—	○	○
ひばりが丘保育園	70	ひばりが丘2-58-1 さがみ野駅より徒歩35分 ☎046-254-9338	満3箇月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	—	○	○
小松原保育園	67	小松原1-29-8 南林間駅より徒歩30分 ☎046-255-6671	満3箇月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	—	○	○
相模が丘西保育園	115	相模が丘2-43-41 小田急相模原駅より徒歩15分 ☎046-255-2100	満3箇月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	—	○	○

[私立認可保育所]

保育所名	定員	所在地 最寄駅 電話番号	受入年齢	平日	土日	駐車場	一時保育	サブスク	おむつ 処分
				開所時間 (標準時間)	開所時間 (標準時間)				
わかば保育園	60	座間1-3281 相武台下駅より徒歩3分 ☎046-251-6776	満8週	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	検討中	○
座間保育園	90	入谷東4-58-1 座間駅より徒歩5分 ☎046-251-0355	満8週	6:45~20:00 (7:00~18:00)	6:45~18:00 (7:00~18:00)	○	○	検討中	○
やなせ保育園	90	入谷東3-27-1 座間駅より徒歩7分 ☎046-251-5544	満8週	7:00~19:10 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	時期未定 実施予定	○
座間子どもの家 保育園	100	さがみ野1-8-25 さがみ野駅より徒歩7分 ☎046-253-2784	満8週	7:00~20:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	おむつの レンタル もしくは 持参	
あゆみ保育園	80	緑ヶ丘4-16-16 相武台前駅より徒歩7分 ☎046-255-8691	満8週	6:40~19:40 (6:40~17:40)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○		○
いその保育園	60	緑ヶ丘1-26-6 座間駅より徒歩15分 ☎046-254-5772	満4箇月	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	実施予定		○
広野台保育園	60	広野台1-32-3 相武台前駅より徒歩13分 ☎046-255-3616	満8週	7:00~20:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	—	検討中	○
栗の実保育園	90	東原1-6-30 さがみ野駅より徒歩15分 ☎046-254-1929	満3箇月	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	○	○
座間すこやか保育園	60	入谷東3-35-12 座間駅より徒歩5分 ☎046-298-2555	満8週	7:00~19:30 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	検討中	○
木下の保育園相武台	50	相武台1-33-2 小田急マルシェ相武台4階 相武台前駅より徒歩2分 ☎046-251-1769	満3箇月	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	—	—	○	○

保育所名	定員	所在地 最寄駅 電話番号	受入年齢	平日	土日	駐車場	一時保育	サブスク	おむつ 処分
				開所時間 (標準時間)	開所時間 (標準時間)				
ナーサリースクール T & Y 相模が丘	60	相模が丘5-47-16 小田急相模原駅より徒歩13分 ☎042-705-4561	満8週	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	検討中	○
麦っ子畑保育園	60	南栗原1-4-3 さがみ野駅より徒歩20分 ☎046-255-7087	満8週	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~19:00 (7:00~18:00)	○	—	有むつつの レンタル もしくは 持参	○
スマイルワールド 保育園	110	南栗原1-11-11 さがみ野駅より徒歩20分 ☎046-257-0415	満6箇月	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	—	検討中	○
マジオたんぼ 保育園相武台	60	相武台2-42-23 相武台前駅より徒歩5分 ☎046-255-5522	満8週	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~19:00 (7:00~18:00)	—	○	○	○
座間ゆめっこ保育園	60	入谷西4-2-25 座間駅より徒歩3分 ☎046-256-0888	満6箇月	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	○	実施予定	○
子どもの家 ひまわり保育園	40	相模が丘1-25-1 リビオタワー小田急相模原 コンズさま4階 小田急相模原駅より徒歩2分 ☎042-705-5885	満3箇月	7:00~20:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	—	○	検討中	○
緑ヶ丘もえぎ保育園	90	緑ヶ丘4-6-56 相武台前駅より徒歩11分 ☎046-244-0682	満8週	7:00~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	○	○	○	○
(仮称) ちぐさ保育園	71	四ツ谷7番地 入谷駅より徒歩8分 ☎ —	満8週	7:00~19:00 (7:30~18:30)	7:00~19:00 (7:30~18:30)	○	○	検討中	○

[小規模保育および家庭的保育施設]

※2歳児クラスまでの施設になります。3歳以降は連携園等に転園となります。(詳細は、P21「21 連携施設」参照)
※受入年齢は各施設に御確認下さい。

保育所名	定員	所在地 最寄駅 電話番号	平日	土日	駐車場	一時保育	サブスク	おむつ 処分
			開所時間 (標準時間)	開所時間 (標準時間)				
ナーサリールーム T & Y 相模が丘	19	相模が丘5-47-12 小田急相模原駅より徒歩13分 ☎042-705-9533	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~18:00 (7:00~18:00)	○	—	検討中	○
はる おかの丘 保育園	5	相模が丘3-16-5 小田急相模原駅より徒歩10分 ☎046-205-9823	7:30~18:30 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	—	—		○
ひばり乳児園	6	ひばりが丘2-34-15 K'S 1階 さがみ野駅より徒歩25分 ☎046-204-8480	7:30~18:30 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30)	—	—		
保育ルーム フェリチェ相武台前園	19	相武台2-30-35 相武台前駅より徒歩7分 ☎046-205-4367	7:00~19:00 (7:00~18:00)	7:00~19:00 (7:00~18:00)	○	○	検討中	○
(仮称) ひばりっ子保育園	19	ひばりが丘2-737-24 南林間駅より徒歩27分 ☎ —	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~18:30 (7:30~18:30) 延長なし	○	実施予定	未定	未定
(仮称) みらいひまわり保育園	19	入谷東3-8-13 座間駅より徒歩11分 ☎ —	7:30~19:00 (7:30~18:30)	7:30~19:00 (7:30~18:30)	契約予定	—		○

[認可外保育施設]

保育所名	所在地	電話番号
保育ルームFelice座間Ⅱ園	座間市入谷東3-60-5 1階	☎046-204-9856
ベストキッズ相武台保育園	座間市相武台1-8-21	☎046-204-7122
にじのはし保育園	座間市緑ヶ丘4-12-23 Flagoraビル2階	☎046-240-9488
太陽の家座間 保育室おひさまⅡ	座間市座間2-861-1	☎046-298-5133

※お申し込み方法、保育料、空き情報等については、直接施設へお問い合わせください。

座間市保育施設マップ



公立	①	栗原保育園	②	相模が丘東保育園	③	東原保育園	④	相武台保育園
	⑤	ひばりが丘保育園	⑥	小松原保育園	⑦	相模が丘西保育園		
私立	⑧	わかば保育園	⑨	座間保育園	⑩	やなせ保育園	⑪	座間子どもの家保育園
	⑫	あゆみ保育園	⑬	いその保育園	⑭	広野台保育園	⑮	栗の実保育園
	⑯	座間すこやか保育園	⑰	木下の保育園相武台	⑱	ナーサリースクールT&Y相模が丘	⑲	麦っ子畑保育園
	⑳	スマイルワールド保育園	㉑	マジオたんぽぽ保育園相武台	㉒	座間ゆめっこ保育園	㉓	子どもの家ひまわり保育園
	㉔	緑ヶ丘もえぎ保育園	㉕	(仮称)ちぐさ保育園	㉖	ナーサリールームT&Y相模が丘	㉗	陽の丘保育園
	㉘	ひばり乳児園	㉙	保育ルームフェリーチェ 相武台前園	㉚	(仮称)ひばりっ子保育園	㉛	(仮称)みらいひまわり保育園
	㉜	保育ルームFelice 座間II園	㉝	バストキッズ相武台保育園	㉞	にじのはし保育園	㉟	太陽の家座間 保育室おひさまII

※白○は認可保育所等、黒●は認可外保育施設

《問い合わせ先》
座間市こども未来部 保育・幼稚園課 認定給付係
 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号
 TEL 046-252-7202 FAX 046-255-5080